

飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年7月1日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第26号

飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市公営企業の設置等に関する条例(平成28年飯塚市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 病院事業を行う病院の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 診療科目</p> <p>ア～タ (略)</p> <p>チ <u>循環器内科</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 病院事業を行う病院の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 診療科目</p> <p>ア～タ (略)</p> <p>(4) (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。